

報告第9号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年9月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

専 決 処 分 書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年7月14日

かすみがうら市長 坪 井 透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和2年6月16日（火）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市戸崎2470番2地先
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
- 4 事故の概要 当課職員が常温合材にてデポット補修したところ、当日夜間から大雨降雨があり、密着性が弱くなったところへ多くの通過交通があったことから、隣接する蓮田に固め敷き均した合材の粒子や油分が飛び散り、収穫に損害を与えた。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 損害賠償額 39,296円
 - (2) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。